



各種個別検診のお知らせ

☎ 子育て課 保健衛生係 (保健センター内) ☎ 77-1891

町の協力医療機関で検診を受ける個別検診を実施します。個別検診は登録制です。

すでに登録されている方には「個別検診受診票」を送付します。(乳がん・子宮がん:5月下旬、それ以外:4月上旬)登録者以外で個別検診を希望する方は保健センターへお申し込みください。webでも申し込み可能です。

検診を受けるには申し込みが必要です。申し込み後に「個別検診受診票」が届きましたら、各医療機関へ予約して受診してください。
※受診希望日の前月20日までに申し込んでください。(毎月20日までの申し込み分をまとめ、月末に受診券を発送します。)

申し込み期限 **令和7年 12月22日(月)**
電話申込み **保健センター**



▲しばっこ保健ナビ 予約サービス

乳がん検診

- 対象者 30歳以上の女性
※30~49歳は超音波検査です。
※50歳以上はマンモグラフィ検査です。
- 個人負担金
【超音波検査】1,500円
【マンモグラフィ検査】1,400円
- 実施期間 令和7年6月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・公津の杜メディカルクリニック

胃がん検診

- 対象者 40歳以上の男女
- 個人負担金 2,400円
- 実施期間 令和7年4月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院 (4月のみ)
・成田富里徳洲会病院
・国保多古中央病院 (5月のみ)

特定健診

- 対象者 40~74歳の国保加入者
- 個人負担金 2,000円
- 実施期間 令和7年4月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・国保多古中央病院 (5月のみ)

大腸がん検診

- 対象者 40歳以上の男女
- 個人負担金 300円
- 実施期間 令和7年4月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・国保多古中央病院 (5月のみ)

後期高齢者健診

- 対象者 後期高齢者医療保険制度に加入している方
- 個人負担金 無料
- 実施期間 令和7年4月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・国保多古中央病院 (5月のみ)

子宮頸がん検診

- 対象者 20歳以上の女性
- 個人負担金 1,600円
- 実施期間 令和7年6月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・麻野クリニック
・岩沢クリニック
・ウイング土屋レディースクリニック
・尾崎クリニック
・さんむ医療センター
・リリーバルクリニック
・渡辺医院

肺がん(レントゲン)検診

- 対象者 40歳以上の男女
- 個人負担金 500円
- 実施期間 令和7年4月~8年1月
- 協力医療機関
・高根病院
・成田富里徳洲会病院
・国保多古中央病院 (5月のみ)



特定健診・後期高齢者健診に関する内容は、町民税務課国保年金係(☎77-3913)にお問い合わせください。

「山武郡市安全安心なまちづくりに関する声明」を宣言しました。

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

令和7年1月10日、山武郡内6市町と東金警察署・山武警察署において、安全安心なまちづくりに関する声明の発出式が行われました。この声明は、自治体・警察の連携をより密にし、地域住民が安全・安心を実感できるまちづくりを実現することを目的としており、犯罪の起こりにくいまち(犯罪抑止)、交通事故・違反の起こりにくいまち(交通安全)、災害に強いまち(災害対策)、地域住民との連帯感のあるまち(相互連携)の4項目を挙げ、連携することを宣言したものとします。



国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策の趣旨を踏まえ、物価高騰の影響を強く受ける住民税非課税世帯に対して、給付金を支給します。

■支給対象となる世帯
基準日(令和6年12月13日)において本町に住居登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯

■給付額
1世帯あたり3万円(世帯主の金融機関口座へ振り込みます。)

■支給のための手続き
①支給のお知らせが届いた世帯 手続きは不要です。
②支給要件確認書が届いた世帯 必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送してください。
③令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯など
世帯全員の課税状況が確認できない世帯へは、申請書類を送付していません。給付金を受給するには申請書の提出が必要ですので、申請書を町ホームページで取得するか、福祉係までお問い合わせください。



令和6年度芝山町 住民税非課税世帯への給付金

☎ 福祉課 福祉係 ☎ 77-3914

■確認書などの提出期限
3月26日(水)まで

■子ども加算について
支給対象世帯のうち、基準日において平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯については、児童1人当たり2万円を非課税世帯への給付金と併せて支給します。
※基準日以降に生まれた新生児がいる場合や、別世帯の児童を扶養している場合は、福祉係までお問い合わせください。

